

2020年3月2日改訂
2020年2月27日追補その2
2020年2月13日追補
2020年2月3日

学生・教職員 各位

学 長
TUT 新型コロナウイルス感染症警戒対策本部

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う
海外からの帰国・入国及び海外渡航に関する方針について(第二報・改訂)

各種報道等のおおりに、海外の複数の国・地域で新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、本学の学生・教職員等による海外からの帰国・入国、及び海外への渡航に関し、以下の方針により対応して下さい。

記

- 1 海外からの帰国・入国について(感染症危険情報が発出されている国・地域からの帰国・入国)
 - 1) 帰国・入国時に発熱、咳等の症状がある場合、滞在中に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚な接触*があった場合は、必ず空港の検疫官に申告し、その指示に従うこと。その内容を以下の学内連絡先に報告すること。
 - 2) 帰国・入国してから2週間の間は、症状(発熱、咳等)がない場合でも、無用な外出を避けること。
また、外出する場合はマスクを着用し、可能な限り他人との接触を避けるようにすること。
 - 3) 帰国から経過観察期間中の2週間以内の間に症状が出た場合は、他人との接触を避け最寄りの保健所(豊橋市の場合は以下の連絡先)又は医療機関に電話で連絡の上、対応の指示を受けること。
その際には、渡航経歴があることを必ず保健所又は医療機関に申し出ること。保健所、医療機関の指示を受けた内容については、以下の学内連絡先に連絡すること。
- 2 海外への渡航について
 - 1) 外務省の「感染症危険情報」が発出されている国・地域への渡航
 - ・感染症危険情報レベル3及びレベル4が発出されている国・地域: 渡航禁止
 - ・同情報レベル2が発出されている国・地域: 原則、渡航禁止
 - ・同情報レベル1が発出されている国・地域及びその他の国・地域:
外務省、厚生労働省等のホームページを参考にすること等、海外渡航の際には必要な情報を確認し、渡航の必要性を十分検討する。また、渡航する場合は、人混みを避ける、手洗い、うがい、マスクの着用等、予防を励行する。
 - 2) 日本からの渡航者・日本人に対する入国制限等
 - ・日本からの入国・入域制限又は入国・入域後の行動制限措置が行われている国が・地域がある。渡航に際しては、外務省の海外安全情報、渡航先国の政府機関ホームページ等から情報を収集し、渡航先の状況に十分留意する。

「濃厚な接触*」とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- i. 世帯内接触者:「患者(確定例)」と同一住所に居住する者
- ii. 医療関係者等:個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」の診察, 処置, 搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者
- iii. 汚染物質の接触者:「患者(確定例)」由来の体液, 分泌物(痰など(汗を除く))などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- iv. その他:手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者等

○学内連絡先:

TUT 新型コロナウイルス感染症警戒対策本部事務担当
(総務課総務係)内線 6504, 直通 0532-44-6504
mail:somsom@office.tut.ac.jp

○豊橋市保健所健康政策課(帰国者・接触者相談センター):
0532-39-9104

(参考ホームページ)

○外務省海外安全情報ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○国立感染症ホームページ

「新型コロナウイルス(2019-nCoV)関連情報について」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9324-2019-ncov.html>

○内閣官房ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対策」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○文部科学省ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

○豊橋市「新型コロナウイルス感染症について」

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/41438.htm>」

※海外渡航を予定する場合は、外務省サイトから登録できる「たびレジ」(滞在3か月未満)に登録してください。「たびレジ」登録すると、渡航予定先現地の大使館・総領事館から、日本語で、最新の安全情報や緊急事態の発生をメールで知らせてくれます。渡航しない場合でも登録により、大使館・総領事館から安全情報が提供されます。